

生徒の心得

七尾市立七尾中学校
生徒指導部

1 服装・身なり

流行を追うことがなく、中学生らしい服装に努める。華美なものや必要以上に高価なものは避け、学習や運動に適した、端正・質素・清潔なものに努める。以下に定める規定を原則とする。

※特別な事情により、本校規定と異なる身なりをする場合は、「許可願」を学校長に提出し、許可を受ける。

① 制服について

授業時は原則、制服で参加する。

冬季	<ul style="list-style-type: none">・ 黒色詰襟標準学生服・ 黒色ズボン（黒色ベルト着用）・ 学生服の下は、白色カッターシャツとする。・ 冬場は、無地の白色・黒色・紺色・グレー系セーター等を制服の下に着用してもよい。（ワンポイント可）ただし、制服からはみ出さないように着用する。	<ul style="list-style-type: none">・ 紺色セーラー服・ 紺色スカート（<u>膝が隠れる丈</u>） または紺色ズボン（黒色ベルト着用）・ リボンネクタイ・ セーラー服の下は、セーラーズニットか無地の白色・黒色・紺色・グレー系のものとする。（ワンポイント可）・ 冬場は、無地の白色・黒色・紺色・グレー系セーター等を制服の下に着用してもよい。（ワンポイント可）ただし、制服からはみ出さないように着用する。
夏季	<ul style="list-style-type: none">・ 白色カッターシャツ（長袖もしくは半袖）・ 黒色ズボン（黒色ベルト着用）	<ul style="list-style-type: none">・ セーラーブラウス（長袖もしくは半袖）・ 紺色スカートまたは紺色ズボン（黒色ベルト着用）・ リボンネクタイ

② 名札について

・ 胸ポケットにクリップでつける。学校内で保管し、登下校ではつけない。

③ 肌着について

・ 外から見て目立たない程度の色の肌着を着用する。（体操服は不可）

④ 靴下について

・ 靴下は白色・黒色・紺色とする。

⑤ 髪型について

・ 髪型は清潔感があり、中学生らしい品位を損なわないものとする。染髪などの unnecessary加工はしない。
・ 学習や活動に支障が生じないように、髪の長い（肩にかかる）生徒は、黒等のゴム等で結ぶようにする。

⑥ 履き物について

・ 学校では指定のシューズを着用し、内履きと外履きを区別する。内履きはかかと部分に、外履きはタン部分に横書きで記名する。
・ 登下校時の履き物は体育用外履きシューズとする。
・ 天候が悪い場合は、長靴（ブーツ）またはスノトレとし、派手なものや飾りのついた華美なもの、高価なものは避ける。

⑦ コート及び防寒具類について

・ ウインドブレーカー等、部活動で揃えたものについては、それを着用してよい。
・ 部活動で揃えた物以外を着用する場合は、高価、華美でないものとする。
・ マフラーをはじめとした防寒するものを着用する場合、高価、華美でないものとする。

⑧ カバンについて

・ 通学カバン、セカンドバックは学校指定のものとする。
・ 部指定のカバンがある場合は部活動時の使用を認める。
・ 取り違いをなくすために、キーホルダーをつけてもよい。（大きさは、全体で自分の握りこぶしより小さいものとする。）

2 登下校

- ① 本校の定める通学路で登下校する。
- ② 特別な指示がない限りは、制服を着用し登校する。部活動で帰りが遅くなった場合、部活動の服装で下校してもよい。
- ③ 生徒は、登下校時は必ず反射たすきを着用し、安全意識を高める。
- ④ 自転車通学を希望する生徒は「自転車許可願」を提出する。
- ⑤ 自転車通学者は、交通法規及び本校の自転車規則を守り、細心の注意を払って事故のないよう、安全運転に努める。違反した場合は、「自転車許可願」に示される罰則規定に従う。
- ⑥ 特に下記の交通規則を厳守する。
 - ・自転車に乗るときはヘルメットを正しく着用し、あごひもをきちんとしめ、反射たすきを着用する。
 - ・積雪時や凍結時は自転車に乗らない。
 - ・片手運転、傘さし運転、二人乗り、無灯火運転、斜め横断、並列運転、信号無視はしない。
 - ・踏切や横断歩道では必ず一時停止し、左右の安全確認をする。
- ⑦ 自転車は駐輪場の所定の場所に置く。鍵をかけること。
- ⑧ 自転車通学者は雨天時にはレインスーツ（雨ガッパ）を着用する。
- ⑨ 自転車通学者は常に自転車を点検・整備する。
- ⑩ 学校の登下校中、他の場所へ立ち寄ることは避ける。

3 所持品

- ① 持ち物には必ず、学年・組・氏名を明記しておく。
- ② ハンカチ、ティッシュは毎日携行する。
- ③ 学校生活に不必要なものは持ってこない。（携帯電話・スマホなどの電子機器、玩具、マンガ、菓子類等）
- ④ やむを得ずお金などの貴重品を持参したときには、速やかに学級担任（または学年の先生）に預ける。
- ⑤ 物品の紛失や拾得の場合は、係の先生（職員室）に届ける。
- ⑥ 生徒同士で物品の貸し借り、売買などしてはいけない。お金の貸し借りもしてはいけない。

4 その他注意すること

- ① 外出する場合は、中学生らしい服装とする。
- ② ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場、飲食店、映画館等の利用は、保護者同伴が望ましい。
- ③ 危険につながる行動はしない。
- ④ 不審者を発見したときは、警察、保護者、地域住民に連絡する。
- ⑤ 犯罪被害の危険を感じた場合は大声で助けを求めたり、交番や店舗、または「子ども110番の家」などの緊急避難できる場所へ逃げ込んだりする。
- ⑥ 電子情報端末機器の利用は十分に注意する。マナーを守り、個人情報の取り扱いに注意するとともに、SNSなどで他人への悪口・中傷、プライバシーの侵害などを絶対しない。

- ・ 規定に違反している場合はその場で指導しますが、違反が著しい場合は一旦帰宅させることもあります。
 - ・ 不要物の持ち込みは、一時預かり、保護者に返すことを原則としています。